

豊中市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則運用要領

(目的)

第1条 この要領は、豊中市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成10年豊中市規則41号。以下、「規則」という。）第6条の規定に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定めるとともに、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の規定による耐震診断の結果の報告及び建築物の耐震改修の計画に係る認定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(市長が適切であると認めた者)

- 第2条 規則第2条第1項第1号ア、第3条第1項第1号、第4条第3項第1号及び第5条第1項第1号の市長が適切であると認めた者は、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会規約（平成7年4月21日制定）第3条第1項に規定する全国耐震ネットワーク委員会の構成団体であって、同規約第8条第1項の規定により耐震判定委員会を全国耐震ネットワーク委員会に登録している者とする。
- 2 規則第4条第1項第1号の市長が適切であると認めた者は、建築士法（昭和25年法律第202号）の規定により当該建築物の設計をすることができる者（当該建築物が同法第20条の2第1項の建築物である場合にあつては、構造設計一級建築士）とする。

(耐震診断の概要を記載した書類)

第3条 規則第2条第1項第1号イの耐震診断の概要を記載した書類は、建築物耐震診断等概要書（様式第1号）とする。ただし、建築物耐震診断等概要書に記載すべき事項が全て記載された書類を提出することができる場合であつて、市長が適当と認めるときは、当該書類をもって建築物耐震診断等概要書に代えることができる。

(要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告に係る添付書類の省略)

第4条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「法施行規則」という。）第5条第3項（法施行規則附則第3条において準用する場合を含む。）の報告書の提出にあたり、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第2条第3項の規定により同条第1項第1号アの書類の添付を省略することができる。

- (1) 平成25年11月25日（以下、「改正法施行日」という。）前に報告に係る建築物の耐震診断に着手した場合であつて、耐震診断の結果を市長が第2条に規定する者と同等以上の能力を有すると認めた者が証する書類又は構造計算書その他耐震診断の内容及び結果の詳細を確認することができる書類を添付したとき
 - (2) 改正法施行日前に報告に係る建築物の耐震改修の工事に着手し、かつ報告の日までに当該耐震改修の事業が完了している場合であつて、耐震改修の工事の計画が当該工事の実施時における技術指針事項に適合していることを市長が第2条に規定する者と同等以上の能力を有すると認めた者が証する書類又は構造計算書その他耐震改修の内容及び結果の詳細を確認することができる書類を添付したとき
 - (3) 報告に係る建築物が、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき、時刻暦応答計算により検証され、その構造方法について国土交通大臣又は建設大臣の認定（以下「大臣認定」という。）を受けて建築された建築物（以下「時刻暦応答計算検証建築物」という。）である場合であつて、当該大臣認定に係る認定書の写しを添付したとき
 - (4) 報告に係る建築物が、法第17条第3項の規定による計画の認定（以下「計画の認定」という。）を受けている場合であつて、法施行規則第30条第2項の通知書（以下「認定通知書」という。）の写し及び当該認定を受けた計画に従って耐震改修の事業が完了したことを証する書類を添付したとき
- 2 法施行規則第5条第3項（法施行規則附則第3条において準用する場合を含む。）の報告書の提出にあたり、報告に係る建築物が、耐震改修の工事を行い、かつ報告の日までに当該耐震改修の事業が完了している場合は、耐震改修工事施工状況報告書（様式第2号）、現地調査写真その他耐震改修の工事が適切に行われているかどうかについて調査した結果を記載した書類を添付するものとする。
- 3 法施行規則第5条第3項（法施行規則附則第3条において準用する場合を含む。）の報告書の提出にあたり、改正法施行日前に報告に係る建築物の耐震診断又は耐震改修の工事を行った場合は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成25年国土交通省令第87号）附則第2条の規定により、法施行規則第5条第1項各号のいずれかに掲げる者に耐震診断を行わせたとみなされるときは、規則第2条第1項第1号ウに掲げる書類の添付を要しない。

(計画の認定の申請に係る添付書類の省略)

第5条 法施行規則第28条第2項の申請書の提出にあたり、申請に係る建築物が時刻歴応答計算検証建築物であって、当該建築物の大臣認定に係る認定書の写しを提出した場合は、規則第3条第3項の規定により、同条第1項第1号の書類の添付を省略することができる。

(耐震改修の設計及び工事監理)

第6条 法第17条第1項(法第18条第2項において準用する場合を含む。)の計画の認定の申請に係る建築物の耐震改修の設計及び計画の認定を受けた建築物の耐震改修の工事監理については、建築基準法第5条の6(第2項及び第3項を除く。)の規定の例によるものとする。

(計画の認定の申請の取下げ)

第7条 法第17条第1項の規定により計画の認定の申請をした者は、当該計画の認定を受けるまでの間は、計画認定申請取下書(様式第3号)を市長に提出することにより当該申請を取り下げることができる。

(計画の認定を受けた計画の変更に係る申請)

第8条 法第18条第1項に規定する認定事業者(以下「認定事業者」という。)は、法第18条第1項の計画の変更をしようとするときは、計画変更認定申請書(様式第4号)に、当該計画の認定に係る認定通知書の写しを添えて提出するものとする。

2 市長は、前項の計画の変更を認定したときは、速やかに、その旨を計画変更認定通知書(様式第5号)により認定事業者に通知するものとする。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

第9条 法第19条による報告は、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

- (1) 計画の認定を受けた計画について、法第18条第1項の規定による変更の認定を要しない軽微な変更をしようとする場合 軽微な変更に係る届出書(様式第6号)及び当該計画に係る認定通知書の写し
- (2) 計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物(法第19条に規定する計画認定建築物をいう。以下同じ。)の耐震改修を行うことを中止しようとする場合 耐震改修中止届(様式第7号)及び当該計画の認定に係る認定通知書
- (3) 計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修の事業を完了した場合 耐震改修事業完了報告書(様式第8号)及び耐震改修実施箇所の写真その他耐震改修が適切に行われたことが確認できる書類
- (4) 前各号に掲げる場合以外の場合 耐震改修状況報告書(様式第9号)

(改善命令)

第10条 法第20条の規定による命令は、認定建築物改善命令書(様式第10号)により行うものとする。

(計画の認定の取消しの通知)

第11条 市長は、法第21条の規定により計画の認定を取り消したときは、計画認定取消通知書(様式第11号)により認定事業者に通知するものとする。

(建築物の地震の安全性に係る認定の申請に係る添付書類の省略)

第12条 法施行規則第33条第1項の申請書の提出にあたり、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第4条第6項の規定により同条第1項第1号の書類の添付を省略することができる。

- (1) 申請に係る建築物が時刻歴応答計算検証建築物であって、当該建築物の大臣認定に係る認定書の写しを提出したとき
 - (2) 計画の認定を受けた建築物に係る申請である場合は、当該計画の認定に係る認定通知書の写し及び現地写真その他当該認定を受けた計画に従って耐震改修の事業が適切に行われたことを証する書類を添付したとき
- 2 前項に定めるほか、法施行規則第33条第2項第1号の申請書の提出にあたっては、第1項の規定を準用する。この場合、「法施行規則第33条第1項の申請書」とあるのは、「法施行規則第33条第2項第1号の申請書」と、「同条第1項第1号の書類」とあるのは、「同条第3項第1号の書類」と読み替えるものとする。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の取下げ)

第13条 法第22条第1項の地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請した者は、当該認定を受けるまでの間は、建築物の地震に対する安全性に係る認定申請取下書(様式第12号)を市長に提出することにより、当該申請を取り下げることができる。

(増築等の工事を行っていないことを証する書類)

第14条 規則第4条第2項第1号に規定する書類は、建築物現況調査書(様式第13号)とする。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の取消しの通知)

第15条 市長は、法第23条の規定により建築物の地震に対する安全性に係る認定を取り消したときは、建築物の地震に対する安全性に係る認定取消通知書(様式第14号)により当該建築物の所有者に通知するものとする。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請の取下げ)

第16条 法第25条第1項の認定を申請した者は、当該認定を受けるまでの間は、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請取下書(様式第15号)を市長に提出することにより、当該申請を取り下げることができる。

(確認済証・検査済証の写しに代わる書類)

第17条 規則第2条第1項第1号オによる確認済証の写しに代わる書類及び同項同号カによる検査済証の写しに代わる書類は、既存建築物状況報告書(様式第16号)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年3月22日から施行する。